

# ひょうごの私立高校 就学支援制度のご案内

兵庫県では、私立高校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽くするため、国の就学支援金を実施しています。この他にも、奨学給付金をはじめ、私立高校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽減するためのさまざまな就学支援制度があります。詳細については、進学を希望する高校、県、市、町などに直接お問い合わせください。

## 国の私立高等学校就学支援金制度(給付)

※2026年度制度

すべて申請がなければ適用されません。該当する場合は必ず高校に申請をしてください。

### ■対象者

兵庫県内の私立高校に就学する生徒。(所得案件なし)

### ■国の就学支援金(金額は年額)

#### 兵庫県内私立高校(全日制)の単価

457,200円

※授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。

また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります。

(年額は支援されません)

### 支援金は保護者への直接給付ではありません

国の就学支援金は、高校が代理受領します。直接給付はされませんのでご注意ください。

詳しくはこちら



私立高等学校 高等学校就学支援金 県ホームページ

### ■申請方法(申請は在学する高校へ)

「申請書」(在学の高校で配布)に必要な事項を記入し、その他学校が指定する書類等とあわせて、学校が定める期限内に学校に提出。

### ■問い合わせ

●進学を希望する私立高校

●兵庫県総務部教育課私学教育班

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/pa15\\_000000008.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/pa15_000000008.html)

兵庫県 就学支援金 検索

## 高等学校奨学資金貸与制度(貸付)

### ■対象者

高校に在学する生徒で、次の両方に該当する者。成績要件はありません。

(1)生計を維持する者が兵庫県に在住であること。

(2)生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準額以下である世帯に属すること。

### ■貸与額

月額30,000円(私立高校、自宅通学者の場合)

### ■問い合わせ

(公財)兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課  
TEL.(078)361-6640

※この奨学資金貸与制度との併給で、高等学校通学交通費・タブレット端末等購入費等貸与制度(貸付)もあります。

## 私立高等学校独自の奨学金(給付・貸付)

上記の「授業料軽減補助」と「高等学校奨学資金」を受けても教育費の負担が困難な生徒を対象に、修学が継続できるよう、県内の各私立高校では、奨学金制度が設けられています。詳しくは進学希望先の各私立高校にお問い合わせください。

## 兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度(貸付)

### ■対象者

①私立高校(通信制課程を除く)に入学予定の生徒の学資負担者。  
②兵庫県内に在住する人。所得要件があります。

■募集人員 500名以内

■貸付額 300,000円以内(入学時納付金を対象)

### ■問い合わせ

(公社)兵庫県私学振興協会 TEL.(078)515-6760

## 私立高等学校等奨学給付金制度

### ■対象者

県内の私立高校(全日制・定時制・通信制)に在学する生徒の保護者等で、2026年7月1日現在、次の両方に該当する場合。

(1)保護者等が兵庫県に在住であること。

(2)生活保護受給世帯または、保護者等の2025年中の収入に基づく2026年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が182,500円未満(外国籍生徒は非課税)であること。  
詳しくは学校にお問い合わせください。

所得等の要件	軽減金額(年額) 全日制私立高等学校
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円
2026年度 市町民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が非課税	152,000円
市町民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が105,500円未満	50,670円
市町民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が182,500円未満	38,000円

## 私立高等学校等入学支援

### ■対象者

県内の私立高校(全日制)に2026年度新入学した生徒の保護者等で、2026年7月1日現在、次の両方に該当する場合。

(1)保護者等が兵庫県に在住であること。

(2)生活保護受給世帯または、保護者等全員の2026年中の市町民税・県民税所得割額の合算額が0円であること。

■支給限度額 50,000円

※入学科の実支払額と支給限度額の低い方が支給されます。

## その他の奨学金(給付・貸付)

各自治体による奨学金制度があります。お住まいの自治体のホームページまたは直接自治体にお問い合わせ下さい。

## 申請時期の目安

各制度の申請時期の目安は下記のとおりです。

申請時期を過ぎると、申請できない場合や、申請するまでの期間の支給が受けられない場合がありますので、必ず期限までに申請してください。

## 1 高等学校等の入学時に申請

### 高等学校奨学資金貸与制度(貸付)

申請期間:中学校3年生時点の8月下旬~10月上旬

申請先:在籍する中学校

※高校入学後も申請することができます。入学後に貸与の申請を受ける場合は、在籍する高校にお問い合わせください。

### 兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度(貸付)

申請期間:中学校3年生時点の1月中旬~2月中旬

(私立高校の出願期間)

申請先:受験する私立高校(兵庫県外の学校の場合は、兵庫県私学振興協会)

## 2 高等学校等の入学後に申請

### 国の就学支援金

申請期間:入学後、1年生の4月中

申請先:在籍する高校

### 私立高等学校等奨学給付金

申請期間:入学後、毎年度7~9月ごろ

申請先:在籍する高校(兵庫県外の学校の場合、兵庫県教育課)